

## 総務委員会会議記録

総務委員長 五日市 王

- 1 日時  
平成24年12月10日（月曜日）  
午前10時03分開会、午前11時39分散会
- 2 場所  
第1委員会室
- 3 出席委員  
五日市王委員長、城内愛彦副委員長、高橋元委員、佐々木努委員、佐々木大和委員、  
工藤勝子委員、伊藤勢至委員、名須川晋委員、及川あつし委員、久保孝喜委員
- 4 欠席委員  
なし
- 5 事務局職員  
村上担当書記、今担当書記、石田併任書記、清水併任書記、坂本併任書記
- 6 説明のために出席した者
  - (1) 秘書広報室  
稲葉秘書広報室長、杉村首席調査監、八重樫調査監、小友秘書課総括課長、  
高橋広聴広報課総括課長
  - (2) 総務部  
加藤総務部長、根子総務部副部長兼総務室長、小山総合防災室長、  
田中総務室入札課長、渡辺総務室放射線影響対策課長、  
堀江人事課総括課長、八重樫予算調製課総括課長、大槻法務学事課総括課長、  
岡崎法務学事課私学・情報公開課長、菅野法務学事課行政情報化推進課長、  
永田税務課総括課長、新屋管財課総括課長、  
會川総合防災室防災危機管理監、小畑総合防災室防災消防課長、  
佐藤総務事務センター所長
  - (3) 政策地域部  
中村政策地域部長、木村政策地域部副部長兼政策推進室長、  
佐々木政策地域部副部長兼地域振興室長、大平政策推進室首席 I L C 推進監、  
西村国体室長兼国体課長、保政策推進室政策監兼 I L C 推進監、  
五月女政策推進室評価課長、平野政策推進室調整監、高橋政策推進室分権推進課長、  
紺野市町村課総括課長（選挙管理委員会事務局書記長）、浅田調査統計課総括課長、  
畠山 N P O ・文化国際課総括課長、伊藤地域振興室県北沿岸・定住交流課長、

野中地域振興室交通課長、菅原国体室施設課長

(4) 復興局

高前田理事兼復興局副局長、蓮見復興担当技監、宮総務課総括課長、  
森企画課総括課長、渡邊まちづくり再生課まちづくり再生課長、  
伊藤産業再生課総括課長、鈴木生活再建課総括課長

(5) 人事委員会事務局

佐藤人事委員会事務局長、細川職員課総括課長

(6) 警察本部

高橋警務部長、西野警務部参事官兼警務課長、古澤警務部参事官兼会計課長、  
青柳生活安全部参事官兼生活安全企画課長、田鎖交通部参事官兼交通企画課長

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

(1) 議案の審査

ア 議案第6号 平成24年度岩手県一般会計補正予算（第4号）の専決処分に関し承認を求めることについて

イ 議案第7号 平成24年度岩手県一般会計補正予算（第5号）

第1条第1項

第1条第2項第1表中

歳入 各款

歳出 第2款 総務費

第11款 災害復旧費

第3条第3表中

1 追加中 1、2

第4条

ウ 議案第10号 岩手県部局等設置条例の一部を改正する条例

エ 議案第11号 岩手県職員定数条例の一部を改正する条例

オ 議案第12号 岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

カ 議案第13号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

キ 議案第14号 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例

ク 議案第18号 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

ケ 議案第19号 花巻市と北上市の境界変更に関し議決を求めることについて

コ 議案第22号 県民活動交流センターの指定管理者を指定することに関し議決を求

めることについて

サ 議案第28号 当せん金付証券の発売に関し議決を求めることについて

(2) その他

次回の委員会運営について

## 9 議事の内容

○**五日市王委員長** おはようございます。ただいまから総務委員会を開会いたします。

この際、先般の人事異動により新たに就任された方を御紹介いたします。加藤総務部長から総務部の新任の方を御紹介願います。

○**加藤総務部長** 総務部の新任職員を紹介いたします。12月6日付で総合防災室防災危機管理監に採用いたしました會川雅行でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○**五日市王委員長** 以上で人事紹介を終わります。

議案の審査に先立ち、総務部から12月7日に発生した地震等に伴う被害状況等について発言を求められておりますので、これを許します。

○**小山総合防災室長** それでは、平成24年12月7日金曜日、三陸沖地震及び津波注意報に伴う対応状況につきまして、配付させていただいております資料に基づきまして御説明させていただきます。なお、当時12月定例会開会中でありましたけれども、委員初め議員の皆様方の迅速な対応に感謝申し上げます。

それでは、地震の状況等から御説明させていただきたいと思っております。発生日時は7日金曜日の17時18分ごろ、震源地は三陸沖、深さ約10キロメートルということになってございます。地震の規模でございますが、マグニチュードで推定7.3ということになってございます。県内の各地の震度でございますが、震度5弱が盛岡市、滝沢村で観測されたほか、以下の市町村——県内全域、各地域におきまして震度4が観測されてございます。

津波の状況でございますが、17時22分に津波注意報が発令されましたが、19時20分、解除となっております。なお、津波の観測地でございますが、最大波で、大船渡港18時45分、20センチメートル、久慈港18時26分、20センチメートルとなっております。なお、大船渡港につきましては、これより前にも20センチメートルを観測してございますが、気象庁の発表に基づきまして、この時間と値を採用してございます。

次に、被害状況でございます。まず、人的被害でございますが、行方不明者が久慈市で1名発生してございます。これは既に新聞でも報道されてございますが、津波注意報発令に伴いまして船を沖合に出した、逃がしたと。その後、船長不在のまま船のみが発見されたという状況でございます。本日10日も捜索は続行されているという情報でございます。

次に(2)に掲げてございます土木施設関係の被害でございますが、ないということでございます。なお、農林水産業関係でございますが、けさの情報で、ペーパーには書いてございませんでしたけれども、まず、漁港関係の施設には被害がなく、水産技術センター、栽培漁業センターの種苗施設にも被害なし。それから、陸上施設、養殖施設には被害がない模様ですが、海が荒れていることから、しげがおさまり次第、被害の確認を進めるとい

うことで承っております。記載が間に合わず申しわけございませんでした。

それから、4、避難の状況でございます。避難勧告につきましては、7市町村で出されておまして、避難勧告対象地域、もしくはそれ以外の地域では自主避難という形で、合わせて4,311人の方が避難されております。次のページにお移りいただきたいと思っております。そのほか沿岸の5市町村におきましては、避難の注意喚起を行っております。自主避難で合わせて2,799人の方が避難されてございます。現在全員帰宅済みでございます。

5に掲げております県及び市町村の災害警戒本部等の設置及び廃止の時刻等につきましては、表を御確認いただければと思います。以上で説明を終わらせていただきます。

○**五日市王委員長** これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を開きます。

それでは議案の審査を行います。議案第6号平成24年度岩手県一般会計補正予算（第4号）の専決処分に関し承認を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**八重樫予算調製課総括課長** 議案第6号平成24年度岩手県一般会計補正予算（第4号）の専決処分に関し承認を求めることについて御説明申し上げます。

議案（その2）の1ページをお開き願います。この専決処分につきましては、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査が行われることに伴い、執行のための予算を緊急に措置する必要がありましたので、11月16日に専決処分したものでございます。

2ページをお開き願います。第1条、歳入歳出にそれぞれ11億1,729万8,000円を追加し、予算の総額を1兆1,862億9,997万6,000円としたものでございます。

第2項の歳入歳出の補正の款項の区分等につきましては、3ページから4ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりでございますが、便宜、予算に関する説明書により御説明いたします。別冊の予算に関する説明書の3ページをお開き願います。まず、歳入についてでございますが、第9款国庫支出金、第3項委託金におきまして、選挙及び国民審査の執行に係る総務費委託金を11億1,729万8,000円増額したものでございます。

次に、4ページをお開き願います。歳出についてでございますが、第2款総務費、第5項選挙費におきまして、市町村等への交付金や需用費などの執行費を11億1,729万8,000円措置したものでございます。

以上で説明を終わります。御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○**五日市王委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を承認することに御異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を承認することに決定いたしました。

次に、議案第7号平成24年度岩手県一般会計補正予算（第5号）第1条第1項、同条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳入各款、歳出第2款総務費、第11款災害復旧費、第3条第3表債務負担行為補正中、1追加中1、2及び第4条地方債の補正並びに議案第22号県民活動交流センターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、以上2件は関連がありますので一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○八重樫予算調製課総括課長 議案第7号平成24年度岩手県一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

議案（その2）の5ページをお開き願います。この補正予算は、災害廃棄物処理に係る経費の基金への積み立てや、市町村に対する補助のほか、国の経済対策予備費を活用した事業など、早急に措置が必要な経費について補正を行うものでありまして、第1条歳入歳出それぞれ223億6,539万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1兆2,086億6,537万4,000円とするものでございます。

第2項についてでございますが、歳入歳出予算の補正の款項の区分等の内容につきましては、6ページから7ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりでございますが、後ほど予算に関する説明書により御説明を申し上げます。

次に、第2条繰越明許費の補正につきましては第2表繰越明許費補正のとおり、第3条債務負担行為の補正につきましては第3表債務負担行為補正のとおり、第4条地方債の補正につきましては第4表地方債補正のとおりでありますので、順次御説明申し上げます。

まず、8ページをお開き願います。第2表繰越明許費補正であります。土木費等の繰越明許費の追加でありまして、当委員会所管のものはございません。

次に、10ページをお開き願います。第3表債務負担行為補正であります。当委員会所管の案件は、1、職員公舎管理費に係る大船渡地区堰口合同公舎（仮称）整備事業及び2、指定管理者によるいわて県民情報交流センター管理運営業務の、追加2件でございます。

11ページの変更案件では、当委員会所管のものはございません。

次に、12ページをお開き願います。第4表地方債補正であります。造林事業及び特別支援学校整備事業について追加するほか、13ページの障害者支援施設等の整備に係る起債限度額を変更しようとするものでございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、便宜、予算に関する説明書により御説明申し上げます。予算に関する説明書の9ページをお開き願います。まず、歳入について御説明申し上げます。第5款地方交付税につきましては、復旧、復興事業の実施に伴い、震災復興特別交付税を4,449万3,000円増額するものでございます。

次に、10ページ、第9款国庫支出金、第2項国庫補助金につきましては、国の予備費活用で交付される補助金等の増でございまして、第1目民生費補助金など、補正額の合計は104億1,503万8,000円の増額となっております。

11ページ、第10款財産収入、第1項財産運用収入につきましては、災害廃棄物処理基金の運用利息収入を208万3,000円増額するものでございます。

次に、12ページ、第12款繰入金、第2項基金繰入金につきましては、復旧、復興事業の実施に伴う東日本大震災津波復興基金、災害廃棄物処理基金などの基金からの繰り入れの増でございまして、117億736万6,000円増額するものでございます。

13ページ、第13款繰越金につきましては、平成23年度の繰越金を7,941万8,000円計上するものでございます。

次に、14ページ、第15款県債につきましては、障害者支援施設の整備に充てる県債などの増でありまして、第2目民生債など、補正額の合計は1億1,700万円の増額となっております。

以上のとおり、今回の補正に係る歳入総額は223億6,539万8,000円の増額でございます。

次に、15ページをお開きいただきまして、当委員会所管の歳出について御説明申し上げます。まず、第2款総務費のうち第1項総務管理費についてであります。震災対応業務に係る超過勤務手当の増でございまして、7,562万5,000円の増額でございます。

続きまして、16ページ、第2項企画費についてであります。東日本大震災津波合同追悼式の開催経費を措置するものでございまして、854万8,000円の増額でございます。

次に、24ページまで飛んでいただきまして、第11款災害復旧費、第1項庁舎等施設災害復旧費についてであります。被災した航空消防施設の災害復旧工事を行うものでございまして、169万3,000円の増額でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

**○畠山NPO・文化国際課総括課長** それでは、議案第22号県民活動交流センターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることにつきまして御説明申し上げます。

議案（その3）の45ページをお開き願います。なお、提案の趣旨、指定管理者の候補者選定の経緯を含めまして、便宜、お手元に配付しております資料によりまして御説明申し上げます。

初めに、1の提案の趣旨でございますが、県民活動交流センターは、岩手県立視聴覚障がい者情報センター、岩手県立図書館とともに、いわて県民情報交流センター条例に基づき設置された公の施設でございます。県民活動交流センターは、平成25年3月31日をもって現在の指定管理期間が終了することから、次期指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、議会の議決を求めるものであります。

2の指定管理者の候補者選定の経緯でございますが、まず（1）の指定管理者選定・評価委員会の概要につきましては、平成24年4月に、有識者による、いわて県民情報交流センター（アイーナ）指定管理者選定・評価委員会を設置したものであります。選定・評価

委員会は、委員長である公立大学法人岩手県立大学の吉野教授ほか6名で構成され、平成24年5月24日の第1回委員会以降、全2回の委員会を開催し、指定管理者の選定などについて協議を行い、指定管理者の候補者を選定したものであります。

次に、(2)の募集期間についてであります。平成24年6月18日に県公式ホームページなどを通じまして募集要項の配布を開始し、8月20日から8月31日までの間を申請の受け付け期間としたものであります。

その結果、(3)の申請団体数にありますとおり、三つのグループから応募があったものでございます。なお、申請団体の状況につきましては、3ページ目の別紙の1のとおり、株式会社N T Tファシリティーズを代表とする結グループ、三菱電機ビルテクノサービス株式会社を代表とするM J 共同事業体、株式会社よしもとデベロップメントを代表とするよしもとグループから申請があったものであります。

次に、(4)の選定方法についてであります。第1次審査として、書類による資格審査を行い、全ての応募者グループが募集資格を満たしていることを確認し、その後平成24年10月31日に、応募者の提案する運営業務や維持管理業務などの内容につきましてプレゼンテーション審査を行ったものであります。

次に、(5)の審査結果についてであります。審査は、指定管理者選定・評価委員会におきまして、①、アイーナの管理の考え方・体制に関する事項、②、運営業務に関する事項、③、維持管理業務に関する事項、④、事業遂行の安定性に関する事項、⑤、その他提案内容に関する事項、⑥、提案価格に関する事項のそれぞれの項目ごとに各委員が採点を行い、その評価点を総合して、応募のあった3グループのうちから株式会社N T Tファシリティーズを代表とするグループを指定管理者の候補者として選定したものであります。

なお、審査結果につきましては、3ページ目の別紙の2のとおり、運営業務や維持管理業務に関する事項などの提案価格以外の審査項目については、700点満点中の504.57点であり、提案価格に関する事項につきましては、300点満点中の300点となっております。合計では1,000点満点中の804.57点となったものであります。

次に、3の指定する指定管理者の概要についてであります。まず(1)の指定管理者の名称及び住所について、指定する指定管理者はグループ全体の統括を行う株式会社N T Tファシリティーズ、運営業務全体を担う株式会社東北博報堂、保守管理業務を担う鹿島建物総合管理株式会社、清掃、警備業務を担う岩手県ビル管理事業協同組合の4社によるグループでございます。

次に、(2)の指定期間についてであります。平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間とするものでございます。

次に、(3)の指定の理由についてであります。当グループの提案を審査、検討いたしました結果、県民の平等な利用を確保し、施設の効用を最大限に発揮した県民への質の高いサービスの提供が期待できるとともに、計画に基づいた管理を安定して行う物的、人的能力を有していると認められたことによるものであります。

最後に、4のその他についてであります。今回の指定管理者選定に当たりましては、前々回——平成21年度から平成23年度まででございますが——の指定管理者選定時に応募者が1グループのみであったことを踏まえまして、競争性を確保し、アイーナの管理運営の業務内容や指定管理料等につきまして、よりよい提案内容となるよう、これまでの指定管理者業務の枠組みから図書館運営業務を除きまして、公募を実施したものでございます。なお、除いた図書館運営業務につきましては、教育委員会におきまして、別途、指定管理者を選定いたしまして、議案を提出しているものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○五日市王委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○及川あつし委員 確認のため何点かお伺いしたいと思います。まず、指定管理者業務から図書館運営業務を分離した理由をもう一度明確にお答えをいただきたいと思います。従前の指定管理の方法と単純比較は難しいのかもしれませんが、今回の提案に基づく金額ベースではどういう違いがあるのか。効率性が図られたのかどうなのか。安ければ必ずしもいいとは私も思いませんけれども、従前の指定管理の方法と、金額ベースでどうなっているのかというのが比較できませんので、比較できるものでお示しいただきたいと思います。

三つ目は、これは教育委員会にかかわることだと思うのですが、ちょっと変だなと思っているのは、今総務委員会に提案されている内容については、募集要項の公表が6月18日で、受け付けの締切といいますか、それが8月31日ということで、まあまあそれなりの期間が設定されていると理解をしております。今御案内のとおり、花泉診療所の事案についても、公募期間の設定について、これはおかしいのではないかという議論が展開されておりますが、教育委員会の件については、最初から株式会社図書館流通センターというところに決め打ちしたように私には見えます。NPO・文化国際課でやっている内容と教育委員会と、所管が違うと言えればそれまでなのでしょうけれども、なぜこういうふうに公募期間が違うのか、ここら辺の調整はなかったのか。この相違というのは、私はおかしいのではないかと思うのですが、教育委員会のことなのでコメントできないということではなくて、全体的な建物については政策地域部が所管だと思いますので、そこら辺についても所感を求めたい。

○畠山NPO・文化国際課総括課長 3点のお尋ねでございます。まず、図書館運営業務を除いた理由につきましては、アイーナの指定管理者の応募に関しまして、競争性を確保するということが従前から求められてきたところでございまして、特にも前回、平成21年度からスタートする指定管理期間につきましては、1者しか応募がなかったということがございまして、そうしたことを踏まえまして、私どもはどのような点を改善すれば応募の数が上がるのかというようなことを、るる検討してきた経緯がございます。この指定管理者の選定・評価委員会などの議論を踏まえまして、建物全体の維持管理に、施設の維持管理的なものプラス図書館の運営という、ちょっと異質なものが入っているために、なかなか応募者の数が上がってこないのではないかということを考えまして、まずは図書館の運営



部分を外してみれば、建物の維持管理部分に関してはノウハウのある業者も多数存在いたしますし、一方、図書館の運営ということにつきましても、全国を見渡せば、ある程度の数の業者が存在するということから、これを外せばそれぞれ指定管理者への応募数がふえてくるのではないかと考えてまして、今回図書館運営業務を除いて公募をしたところでございます。その結果、幸いなことに、私どもの考えていたとおり、この建物維持管理業務につきましては複数の業者から応募があったところでございまして、当初のみくろみどおり、競争性がある程度確保できたのではないかと考えているところでございます。

あと、指定管理料に関するお尋ねでございますけれども、指定管理料の比較におきましては、図書館の部分を除いて比較する必要があるかと考えておりまして、応募があった提案額につきまして、前回の平成21年度から平成23年度のものと、あと今回の平成25年度から平成27年度の比較というところでございます。3年間同士の比較でございまして、1億8,000万円ほど低減されてきているところでございます。

その内訳といたしましては、指定管理料の成り立ちというのは、業者が、期間内の経費の部分を見積もって、そしてその期間内に得られる収入というものを差し引いて、残りを指定管理料として私どもに提案してきているわけございまして、かかる経費の部分について、これまで指定管理者を7年ほど経験してきたことから、一定程度効率化できるのではないかとということで、経費を少な目に見積もってきているという部分がまず1点。

もう一つは、これまでの経験からして、利用料金というものを、これまで以上にある程度見込むことができるのではないかとという提案でございます。そういう経費部分、そして収入の部分、両方の面から改善が図られるという提案でございまして、その結果をもちまして約1億8,000万円、3年間でございまして、そういった指定管理料の削減ができるという提案をいただいているところでございます。

あわせて、前回のものと比較いたしまして、これは実費ベースになりますけれども、原油価格の上昇、原子力発電に伴う需給関係の調整等の関係で、アイーナの電気料金を非常に効率的に使うように、節電、省エネするよということを取り組んできた経緯がございまして、そういった関係で、光熱水費というのが、実態としてもう少し前回よりは低く抑えられるのではないかとという部分もございました。したがって、この三つの要素——一つは収入、もう一つは全体の経費、そして実費の光熱水費という三つの要素から、合わせまして約1億8,000万円の低減が図られたという提案があったものでございます。

あと、3番目のお尋ねでございますけれども、教育委員会所管の図書館の関係でございますが、指定管理の公募期間につきましては、県で定めております指定管理者制度導入のガイドラインというものがございまして、1カ月以上の公募期間をとる必要があると、ガイドライン上は定められております。原則1カ月以上ということでございます。今回アイーナの建物管理部分、私どもNPO・文化国際課が所管しております関係につきましては、一にも二にも競争性を確保する必要があるだろうということで、今回は長目にとらせていただいているところでございます。したがって、約2カ月半の期間をとらせていただきました。

図書館運營業務を切り離し、そして指定管理の応募期間を長目にとることによって競争性を確保していこうということで、長目にとらせていただきましたけれども、図書館運營業務に関しましては通常の公募の原則に従いまして、1カ月以上ということで、約1カ月の公募期間をとったという経緯でございます。以上でございます。

○及川あつし委員 説明で大体わかりました。教育委員会に対しては、別途またいろいろお話をさせていただきたいと思います。あとは、時間の関係もあると思いますので、意見を申し上げて、所感を求めて終わりたいと思います。まず収入につきましては、今回の提案ではそれなりに見込むということだと思うのですが、前指定管理期間中においては、テナントがあいていた時期が相当長かったのではないかなと私は見ておりまして、当時いろいろ申し上げた経緯があるのですが、テナントをしっかり固定化させるということについては、努力が相当足りなかったと私は認識しております。今回については、それなりの提案があったと思うわけですが、これについてどういう提案になっているのかということと、今後空きテナントが出ないようにしっかりやっていただきたいという意見を申し上げますので、ぜひこの点についての所感を求めたいと思います。

あとは、経費面についてであります。人件費の関係、言及がございませんでした。一概に安ければいいという問題ではないと思っております。指定管理業務に携わっている、雇用されている方々の身分、待遇というのは非常に厳しいと、私はいつも業務に携わっている方々の待遇をお伺いするにつれ思っているところでありまして、経費の効率化と、人件費とか従業員の方々の待遇の確保というのは、二律背反で難しい課題だと思うわけですが、県民生活をしっかりそれなりに守っていくという観点からも、これについてはぜひ何かしらの配慮をお願いしたいと思います。難しい課題だと思うのですが、この点についても所感を求めて、私の質問は終わります。

○畠山NPO・文化国際課総括課長 収入の観点でございますが、テナントの関係のお尋ねでございました。確かにアイーナ1階部分の正面玄関に向かって右端にあった店舗が長期間あいていたところでございます。これにつきましては、建物全体の資産価値の評価替えというのを一定期間ごとに行っておりまして、それにあわせて賃料改定というのも行っているところでございます。そうしたことを受けまして、平成24年1月から新しいテナントが入ったわけでございますけれども、そうした賃料改定ということも見越しまして、料金を設定させていただきまして、安い賃料で入居促進を図って公募しましたところ、牛井店が1社入っていただいたところでございます。委員御指摘のとおり、せっかく入っていただいたところでございますので、私どもも店舗の宣伝といった観点から、店の前に広告塔を置けるような措置も講じまして、テナントの長期の入居を安定的に確保できるように取り計らってきたところでもございますし、そうしたさまざまな取り組みで、今後もテナントが安定的に入居いただけるよう取り組んでまいりたいと思っております。

あと、もう一点、人件費の関係でございますけれども、委員御指摘のとおり、効率化を図る余地、最低賃金といったところが割り込んでくるといった事態が生じないように心配

しているところがございますけれども、給与水準の詳細につきましては、個別の企業の雇用契約の問題ということもございますので、詳細については立ち入って承知はしておりません。しかし、最低賃金法といったことも含めまして、関係法令等の遵守につきましては、それぞれの事業者の責任におきまして適切になされているものと事業者からは伺っているところがございます、今後ともそういう観点で見守っていきたいと考えております。

○久保孝喜委員 今の件で、私からも何点か確認をさせていただきたいと思います。審査結果の一覧表を見せていただいておりますが、ここで今の話とも関係するわけですが、提案価格に関する事項で、配点が300点で、この当該指定事業グループが満点を得ていると。他のグループとの差もここがかなり大きいわけですが、配点の考え方や、それから得点のつけ方とかその辺を、かいつまんで結構です。普通、競争性を確保するといつて、こういう点数化をするときに、満点というのは果たしてどうなのだろうという感じがするわけで、その点を説明いただけますか。

○畠山NPO・文化国際課総括課長 提案価格に関します採点基準につきましては、一定の算式に基づきましてある意味機械的に計算をするということにしております。計算方法を申し上げますと、まず一つには、上限価格というものを私ども設定しておりますが、上限価格と提案価格の差を求めまして、それを50万円で割ったもので点数化をします。50万円ごとに1点ずつ加算されていくというものでございます。

全体をまず二つに分けます。それで、まず一つ目が今申し上げた50万円ごとに1点ずつふえていく。上限価格と提案価格の差額を50万円で割ったもので、したがって上限価格から50万円安くなるごとに1点ずつふえていく。この部分が150点満点ということにしているものでございます。もう一つの150点満点につきましては、最少提案価格を当該提案価格で割ったものに150点を掛けるというものでございまして、この業者につきましては最少価格だったものですから、この部分については150点満点ということにしております。最少提案価格を当該提案価格で割ったものに150点を掛けるということで、一番目の要素につきましては上限価格から50万円下がるごとに1点ということで、その満点を上回るだけの差額が生じたということで、この業者は二つの要素におきまして満点をとることによりまして300点満点になったという結果でございます。これは機械的に計算するものでございます。

○久保孝喜委員 今の説明はよくわかりませんが、要は安かったと。範囲を想定して設定していたわけですが、それよりも非常に安くて、二つの計算式において、どちらも最大値になってしまったがゆえに満点になったと、こういうことでしょうか。

○畠山NPO・文化国際課総括課長 はい。

○久保孝喜委員 簡単に言うと安かったわけですね。私ここはひとつ、これに限らずなのですが、先ほど及川委員が指摘していたように、公の委託事業だとか、こうした指定管理を含めて、その先でどういう事態が起きているかということを含めて考慮に入れない委託のやり方というのが果たして正しいのかどうか。先ほど最低賃金の問題がありましたが、それを法令遵守、当たり前の話ですよ。当たり前の話なのですが、しかし現下の経済状

況の中では背に腹はかえられない、この事業をとらなければいけないという企業目的のためには、そうした経費をどんどん削っていくことに走らざるを得ないわけですね、企業としては。結果、そのことによって社会全体が、そういう労働賃金を含めて、そうした傾向に拍車がかかると。しかも、その発注元が公であるということが今社会問題化しつつあるわけです。

加えて問題なのは、2ページにある指定理由。審査結果の審査項目との関係でいうと、ほとんどの項目は他のグループが上位なのに、先ほど説明があったように、安いがゆえだけに今回の指定グループが指定されると。こういうことになっているにもかかわらず指定の理由は、これはもちろん建前なのでしょうけれども、こういうふうに書いてしまうと。これは完全に、審査結果と違う内容での指定理由になっていませんか。運營業務に関する事項にしても、維持管理業務に関する事項にしても、事業遂行の安定性に関する事項にしても、他のグループが上位なのです。しかし、先ほど言った満点と、満点でない落差が、結果的にはこのグループが1位になった理由になっているわけでしょう。けれども、指定の理由にはそのお金の話は一切書いていないという、私はこれは説明資料としても不誠実だと思いますし、ある意味、県民に間違ったメッセージを送ることになると思いますが、いかがでしょうか。

○中村政策地域部長 確かに、委員御指摘の指定の理由のところは、今のお話をお伺いして若干舌足らずの面があったと私も思います。基本的には、別紙の審査結果一覧にございますが、提案価格の分は、1,000点満点で300点の配点をしている。それ以外の具体的な運営、その他の部分については700点満点の評点を与えているということで、これは事前に選定・評価委員会の委員の皆様御審議をいただいて、こういった配点にしますよということをお決めいただいて、これについては事前に応募する団体の皆様にもオープンにさせていただきました。それで、御提案をいただいた結果を、選定・評価委員会の委員の皆様方に評点をいただいた部分が上の個別の管理部分でございます。価格については、先ほど畠山NPO・文化国際課総括課長がお話をしたとおりの考え方で、これは機械的に算出したものでございます。

指定管理の場合は、施設を運営する具体的なやり方のソフトの部分と、具体的に団体がどういう価格でそれを管理していくかという、大きく二つの観点で評価しているということでございますので、ここの総合評価の観点で、今回の場合は確かに、指定管理者として予定をされている結グループと、それからAグループの部分については、価格を除いた部分では、若干ではございますが、逆転現象が生じてございます。ただ、価格を含めた総合的な評価という観点で、最終的には今の結グループということで、選定・評価委員会の御判断、そういう決定をいただいたということで理解をいただければと思います。

○五日市王委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第10号岩手県部局等設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**堀江人事課総括課長** 議案第10号の岩手県部局等設置条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案（その3）の1ページをごらんください。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております条例案要綱により説明させていただきます。

第1の改正の趣旨についてであります。平成28年度に本県で開催予定の第71回国民体育大会及び第16回全国障害者スポーツ大会に向け、今後さらに増加する文部科学省や日本体育協会との折衝及び企業協賛や募金のための民間関係団体との交渉等に適切に対応するため、専任の部局長を配置し、県として組織体制を整備しようとするものであります。

次に、第2の条例案の内容についてであります。第1条において、国体・障がい者スポーツ大会局を部局等に位置づけるとともに、第2条において、国体・障がい者スポーツ大会局の分掌事務として、第71回国民体育大会に関する事項及び第16回全国障害者スポーツ大会に関する事項を規定するものであります。

最後に、第3の施行期日についてであります。平成25年4月1日から施行しようとするものであります。なお、国体・障がい者スポーツ大会局を構成する課につきましては、第1の図に記載したとおりでございますが、その名称等につきましては、本条例を可決していただきました後、規則において定めることとしているものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○**五日市王委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

〔及川あつし委員「委員長、議事進行」と呼ぶ〕

○及川あつし委員 ただいまの議案第10号に関しては、新たな局の設置ということで、まだ所管常任委員会をどこにどうするかというのは決まっていないと思います。施行は4月1日だと思われのですが、来年度予算の関係のところからいろいろ出てくると思うので、委員長におかれましては、議会運営委員長並びに議長と、所管の常任委員会をどうするか、総務委員会だとすれば、またこれは復興局にプラスアルファとかいろいろな問題も出てくると思うので、早急に方向性の結論を出すようにお願いします。

○五日市王委員長 そのように取り計らいたいと思います。

次に、議案第11号岩手県職員定数条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○堀江人事課総括課長 議案第11号岩手県職員定数条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案（その3）の2ページでございます。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております条例案要綱により説明させていただきます。

第1の改正の趣旨についてであります。防潮堤等の整備や用地取得事務など、今後業務量が増加する復旧、復興事業に対応する職員を追加配置する必要があることから、知事の事務部局の職員定数を改正するとともに、復旧、復興事業を円滑に進めるため、土地収用法に基づく裁決業務に対応する職員を追加配置する必要があることから、収用委員会の事務部局の職員定数を改正しようとするものであります。

次に、第2の条例案の内容についてであります。知事の事務部局は、現行の4,264人から270人増員し4,534人とし、収用委員会の事務部局は、現行の3人から7人増員し10人にそれぞれ改正するものであります。

最後に、第3の施行期日についてであります。平成25年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○五日市王委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○久保孝喜委員 何点か確認をさせていただきたいと思いますが、定数については本会議の質疑の中でもやりとりがあった内容でして、それに基づいて若干お聞きをしたいと思えます。総務部長答弁では、今回の定数についてはいわば復興定数だと、こういう考え方が示されたわけですが、その定数の決め方、根拠については、お話があったように、各部局からの必要人員というものを積み上げて全体の総数が出てくると。そこから全庁的な調整が行われて、最終的には条例定数として定められると、こういうことなのでしょう。その結果として、実人員というのが各部局に配置をされていると、こういうことですね。その積み上げた各部局からのこれだけ必要ですよと言われた人員と、この定数条例で今提示

をされた定数には当然開きがあると思うのですが、その開きは何人なのでしょう。

○堀江人事課総括課長 増大する復旧、復興業務に対応するためということでございまして、できるだけ早く対応するというので、通常の定数調整とは別に、復興分につきましては夏過ぎから各部局と調整を重ねてまいりました。その結果、各部局からは、増員の要望数として230名ほど、私どものほうに要望があったものでございますが、内容を精査しまして、積算等が過大であったり、あるいは業務として見込めないようなもの等につきましては精査した上で、今回復興を進めていくために必要な数としては約160名と。既に昨年度から手当てしている数も当然でございますが、それに上乗せして来年度以降は160人さらに積み増しすることが必要と認めたものでございます。

○久保孝喜委員 あと、もう一点確認しておきたいのですが、来年度についての定数条例の考え方はおおよそ理解できるものなのですが、一方で通常の業務量に応じた定数については、考え方としては据え置きなのだということが本会議での答弁でございました。復興業務と通常業務、厳密に峻別できるのかと言われると、これはなかなか難しい話でしょうけれども、しかも復興業務に人員が比較的厚目に配置されるがゆえに、通常業務が割を食うと言えれば変ですが、忙しくなったりということは当然あるのだろうと思うのです。しかし、一方で、今回の復興事業そのものによって、これから恒常的に行われなければならない事業というものが通常業務に付加されていくというのは、将来の問題として当然あるのだろうと思うのです。来年度は現状維持だという考え方は示されましたけれども、果たしてそれを、中長期のスパンで考えたときに、これからどういう精査をしていくのかを含めて、その辺の考え方をぜひお示しいただきたいと思えます。

○堀江人事課総括課長 委員お話しのとおり、復興業務と通常業務、厳密に明確に区分けすることは難しいところもございます。私どもがやっている作業についても、通常業務と復興業務がかぶっていることがございますので、そのとおりでございますが、とりあえず通常業務につきましては現在の職員数をベースにということで考えております。これは全ての組織をそのまま固定化するという趣旨ではございませんで、当然新規に発生する業務というのも委員御指摘のとおりあるかと思えますので、そういうところにつきましては各部ともよく調整して、増員についても検討していきたいと考えております。

一方で、当然ながら業務がだんだん終わってきたとか、事業が終わったということもございまして、そういったところにつきましてはスクラップすると、通常業務については、スクラップ・アンド・ビルド、こういった考え方をもとに現定数を維持して、今後とも対応してまいりたいと考えているところでございます。

○久保孝喜委員 最後に、これまた本会議でも議論があったところですが、行政内部での臨時職員、非常勤職員の総数が年々ふえていると、こういうことですね。定数はそのままできるだけこれを維持していくという考え方、新規業務でふやす場合もあるという今のお話ですが、一方で臨時職員はどんどん年々ふえていくという傾向に、ではどうやって歯どめをかけるのかというところの本質的な話が一向に見えてこないわけです。このままふ

やしていけばいいのかということ、人事当局としてはどういうふうを考えるのか。業務量に応じて切りやすいところ、あるいは流動性を確保するために臨時職員のほうがいいのだという考え方だって当然あるのしょうけれども、しかしそれは果たして公の、まさに公務として正しい姿なのかどうかという基本的な考え方を含めていかがでしょうか。

○加藤総務部長 本会議で答弁させていただきましたが、臨時、非常勤の職員につきましては、業務内容を含めまして臨時的なものであるとか、裁量度が高くなくて非常勤職員の対応で可能であるとか、そういうことも含めまして、配置というか、考え方に立っています。当然正規職員がこなすというか、担当するのが適当であろうという部分につきましては、正規職員の配置ということになってまいりますので、歯どめという御指摘もございましたが、必ず正規職員は固定して、全部臨時職員、非常勤職員で対応だとか、どんどん、どんどんそちらばかりふえていくということにはならず、そこは業務を見ながら、おのずと臨時職員、非常勤職員で対応できる部分ということになってきますので、いたずらにそちらのほうがふえていくことにはならない。そこはよく見てやっていきたいと思っておりますし、正規職員が担う部分につきましては、確保の努力をいろいろいたしまして正規職員を配置していくと、その辺をうまく勘案しながらやっていきたいと思っております。

○五日市王委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第12号岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○紺野市町村課総括課長 議案第12号岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

議案（その3）の3ページをお開き願います。第1に、改正の趣旨でございますが、都市計画法等に基づく開発行為の許可等の事務を新たに久慈市等が処理することとしようとするものでございます。

第2に、条例案の内容でございますが、今回の条例改正は、沿岸市町村における復興事業の迅速化を図るため、都市計画法等に基づく開発行為の許可等の事務を希望する7市町



村に移譲するものでございます。なお、今回新たに移譲を行う7市町村以外の沿岸市町村につきましては、既に移譲済みか、今後復興事業に関する新たな開発行為の申請がないものでございます。

第3に、施行期日等でございますが、公布の日から施行しようとするものでありますが、大船渡市に係る規定につきましては、平成25年4月1日から施行しようとするものであります。また、権限移譲に伴いまして、所要の経過措置を講じようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○五日市王委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第13号一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○堀江人事課総括課長 議案第13号一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案（その3）の7ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております条例案要綱により説明させていただきます。

まず、第1の改正の趣旨についてでございますが、福島第一原子力発電所周辺の警戒警備に従事させるため、福島県公安委員会から本県警察官に対する援助要請があったことから、国の例に準じて東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内等において行う作業に従事した職員に係る災害応急作業等手当に関する特例措置を講じるとともに、あわせて所要の整備をしようとするものでございます。

次に、第2の条例案の内容についてでございますが、まず1ですが、職員が福島第一原子力発電所の敷地内等において行う作業に従事したときに、災害応急作業等手当を支給しようとするものでございまして、支給対象となる作業区域は、表にありますとおり、福島第一原子力発電所敷地内並びに原子力災害対策本部長の指示により設定された警戒区域、帰還困難区域、居住制限区域及び計画的避難区域とするものであります。

2でございますが、1で支給される災害応急作業等手当の上限額について、作業1日に

つき4万円の範囲内とし、具体的な支給額については、作業区域に応じて人事委員会規則において定める額としようとするものであります。

3でございますが、その他所要の整備をしようとするものでございます。

最後に、第3の施行期日についてであります。この条例は公布の日から施行し、改正後の規定は本県警察官を最初に福島第一原子力発電所周辺に派遣した平成24年9月14日から適用しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○**五日市王委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第14号議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**新屋管財課総括課長** 議案第14号議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案（その3）の9ページをお開き願います。説明に当たりましては、便宜、お手元にお配りしております条例案要綱により御説明申し上げます。

初めに、本条例案を提案するに至りました背景等について御説明申し上げます。県では、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波の被災者に対する住宅の供給に関して、昨年10月に岩手県住宅復興の基本方針を策定するとともに、本年9月には災害公営住宅の整備に関する方針を公表したところであり、現在当該方針に基づき、鋭意災害公営住宅の整備を進めているところであります。

県が整備する災害公営住宅のうち、県が市町村に代行して建設し、または買い取った災害公営住宅を市町村に売り払いする場合に、被災者の早期の入居開始を進めるため、所要の改正を行おうとするものであります。現行条例におきましては、災害公営住宅を市町村に譲渡する場合、その価格が7,000万円以上のときは議会の議決が必要となりますが、今回県が代行整備する災害公営住宅は、譲渡先は全て市町村であり、譲渡価格も県が取得に要した費用の8分の1と決まっております。市町村への譲渡計画もロードマップで提示されてい

ること。譲渡する災害公営住宅は、取得する段階で条例に基づき議会の議決を得るものであり、改めて譲渡案件を議会に提案することとした場合、審査内容が重複することなどから、一つの災害公営住宅に関して取得する段階と処分する段階と2回にわたって議決を得るという手続について、処分する段階の議決を省き、市町村に速やかに譲渡しようとするものであります。この改正により、速やかな入居募集や入居手続が可能となり、被災者の早期入居が一層促進されることになるものであります。

それでは、条例案要綱をごらんいただきたいと存じます。第1の改正の趣旨ですが、復興交付金を充てて建設し、または買い取った公営住宅及び共同施設の売り払いについて、議会の議決に付すべき財産の処分に係る基準の特例を設けようとするものであります。

第2の条例案の内容ですが、1については、東日本大震災復興特別区域法第78条第3項に規定する復興交付金を充てて建設し、または買い取った公営住宅法第2条第2号に規定する公営住宅及び同条第9号に規定する共同施設の売り払いについて、議会の議決を要しないものとするものであります。

なお、この特例は、災害公営住宅等の市町村への売り払いについて適用するものであり、県が災害公営住宅等を建設し、または買い取りにより取得する場合については、従来どおり議会の議決を要するものであります。

2については、附則関係について所要の整備をするものであります。

第3の施行期日ですが、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○**五日市王委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第18号警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**高橋警務部長** 議案第18号警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案（その3）の40ページをお開き願います。また、内容につきましては、便宜、お手

元にお配りしております議案第18号関係の資料によりまして説明させていただきます。

初めに、改正の趣旨についてであります。盛岡市による盛岡南地区住居表示整備事業の実施に伴い、警察署の管轄区域について所要の整備をしようとするものであります。今回の整備に係る地域における盛岡東警察署と紫波警察署の管轄区域の境界は、当時の盛岡市と旧都南村の境界線を基本としておりましたが、今回の住居表示の実施により、これまでの境界線とは異なった形で、新たに住居表示上の境界線が決定されることとなりますことから、地域住民の利便性や急訴事件発生時の警察活動等への影響を考慮し、盛岡市が行う住居表示と警察署の管轄区域の境界を合致させようとするものであります。

次に、条例案の内容でございますが、同一の町の区域が盛岡東警察署と紫波警察署に分割されることがないようにするものであり、現在盛岡東警察署の管轄区域である向中野の一部と、紫波警察署の管轄区域である飯岡新田の一部とが混在する形で、向中野六丁目及び七丁目並びに北飯岡二丁目、三丁目及び四丁目にそれぞれ変更されることから、向中野については盛岡東警察署、北飯岡については紫波警察署の管轄区域とするものであります。また、今回の盛岡市による住居表示の実施は、当時の盛岡市と旧都南村の境界を基本とはせず、新たに整備された直線に走る道路により区分する形となっているところでございます。

施行期日につきましては、本来盛岡市の住居表示の実施期日とすべきものであり、盛岡市によれば、平成25年2月18日に実施がなされるとのことでございますが、本議案提案時点では根拠となる盛岡市の告示がなされていなかったため、この住居表示変更実施期日を定める根拠が未確定であったことから、条例の具体的な施行期日につきましては、岩手県規則に委任することとし、12月定例会提案の条例の公布日が12月中旬と見込まれることから、公布の日から3月を超えない範囲とするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○五日市王委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第19号花巻市と北上市の境界変更に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**紺野市町村課総括課長** 議案第19号花巻市と北上市の境界変更に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

議案（その3）の42ページをお開き願います。説明に当たりましては、便宜、お手元にお配りしております説明資料及び添付の図面により説明させていただきます。

第1に、提案の趣旨でございますが、土地改良事業の施行に伴い、花巻市と北上市の境界を変更しようとするものでございます。

第2に、提案の内容でございますが、花巻市と北上市において、平成14年度から実施しております土地改良事業——詳細につきましては経営体育成基盤整備事業でございます——による区画整理によりまして、道路、水路及び耕地の区画が変わり、従来の境界のままでは一つの区画が両市にまたがることになりまして、合理性を欠くこととなったため、基盤整備事業後に新設される道路及び水路に依拠して、新たな境界を定めようとするものでございます。花巻市、北上市の申請に基づきまして、平成25年4月1日から境界を変更するため、地方自治法第7条第1項の規定によりまして、議会の議決を求めようとするものでございます。

境界変更を行う区域につきましては、説明資料、添付の図面により御説明を申し上げます。今回変更しようとする区域につきましては、赤色に塗り潰した部分が北上市から花巻市に編入する区域、緑色に塗り潰した部分及び隣接する道路、水路につきまして、花巻市から北上市に編入する区域でございます。

説明資料に戻っていただきまして、参考2をごらんください。今回の境界変更に伴う面積、人口及び世帯数の異動についてでございますが、北上市から花巻市へ編入する面積及び花巻市から北上市へ編入する面積は、ともに507.46平方メートルであり、異動はございません。また、境界変更に伴う人口及び世帯数の異動もございません。

以上で説明を終わります、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○**五日市王委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第28号当せん金付証票の発売に関し議決を求めることについてを議題といた

します。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**八重樫予算調製課総括課長** 議案（その3）の51ページをお開き願います。議案第28号当せん金付証券の発売に関し議決を求めることについてであります。これは平成25年度において公共事業等の財源に充てるため、全国自治宝くじ及び関東・中部・東北自治宝くじを総額99億円の範囲内で発売しようとする事について、当せん金付証券法第4条第1項の規定により、議会の議決を経ようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○**五日市王委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。この際、何かありませんか。

○**伊藤勢至委員** 先ほど2巡目国体に向けて人員増の話がございましたが、国体に関連してお伺いいたします。10月31日の新聞に、募金活動キックオフということで、4年間で10億円を目標に寄附を募りたいと、こういう記事が上がっていました。国体は総額百数十億円がかかると言われておりました。2011年開催の山口県が3年間で約5億9,000万円を集めたようです。2010年の千葉県が2年間で約3億2,700万円、岩手県は4年間で10億円と。この10億円の金額の設定もそうなのですが、被災した本県の中であってこういう状況は、もちろん経済効果があるからぜひという経済界の強い要望もあって開催に踏み切ったということですから、それなりの覚悟はいただいているのだと思うのですが、この目標額あるいは達成等の目途については、今どのようにお考えになっているかお伺いします。

○**西村国体室長兼国体課長** 募金と企業協賛を合わせまして、それぞれ5億円、5億円で10億円という目標を設定させていただいております。委員御発言のとおり、去年の山口県におきましては、両方合わせまして6億円弱という形になってございます。私どもでは、県民等との協働という形でこの国体を進めていこうと考えてございます。その中で、県民運動あるいは国体の機運醸成の関係の部分について、この募金あるいは企業協賛というものを使って行いたいと考えております。それに要します金額につきましては、今精査をかけてはございますが、おおむね7億円から8億円くらいのイメージと考えてございます。

目標については、それをもう一声ということで10億円という形で設定させていただいたものでございます。

これにつきましては、現在、県民等との協働ということでございますので、盛岡商工会議所、あるいは岩手銀行からまず人の派遣を頂戴してございます。この派遣をいただいた方々をフル活用といたしますか、御協力いただいておりますが、現在県内の金融機関を回ってございます。それから、国体の啓発とあわせて、募金のPRを、大きなスポーツ系のイベントがございましたところに職員が出向きまして、啓発といたしますか、募金という形で行っておりますし、また現在は県の職員を中心といたしました職場募金ということで行っております。今月中には金融機関、主立ったところは回って御支援をお願いしたいと考えてございます。

○伊藤勢至委員 被災をした本県の経済全体が傷んでいる中で、非常に厳しい面もあるかと思いますが、あくまでも復興のアピールという点があるということから開催に踏み切ったということもありますので、私たちもできる限りの協力はしたいと思っております。ぜひ頑張ってくださいと思います。

そこで、前回の常任委員会で、復旧事業の、県の発注工事がこれからどんどん本格化してくると思っております。港湾の復旧工事等も相当数が出てきているわけですが、1者しか応札しない場合の入札率は98.何パーセントとか、99%とか、ほぼ100%。ところが、これが2者になると95%とか94%になります。そうすると、4%ぐらいの差があるわけです。10億円の仕事で4%だから4,000万円、これは国体のほうにだけいただけないものでしょうか。1者にするからその差額はよこせと、よこせという言い方はおかしいのですが、その辺を何か考えられませんか。黙っていれば、そのまま行くものですよ。もちろん民間から搾取ということはありませんが、復興交付金の一部に充てさせてもらうとか、そういうやり方というのは考えられるのではないかと思います。いかがでございましょうか。

○中村政策地域部長 今委員からお話のありましたのは、復旧工事関係の事業者にも御協力いただくという御趣旨だと思っております。今回国体を開催するに当たりましては、復興の象徴として開催していくと。岩手県がこんなに復興したのだという姿を全国の御支援をいただいた皆様にも見ていただくという観点もございましょう。そういった形で、できるだけ幅広く、募金、企業協賛については御協力をいただいきたいと我々も考えておりますので、先ほど国体室長からお答えいたしました、今県内の企業の皆さんに御支援をいただくということで回っておりますが、企業の御支援の中では、そういった復興事業に御協力をいただいている事業者の皆様にもあわせて我々のほうからお伺いし、趣旨を御理解いただいて、できるだけ御協力をいただくような働きかけ、取り組みもしてまいりたいと考えております。

○伊藤勢至委員 ありがとうございます。あと1点、確認の意味でお伺いしたいと思います。前に個人的に総務部長にも立ち話でお伺いした経緯がありますが、今まさに国政選挙の真っただ中でございます。したがって、選挙妨害とか何か言われぬように言い直し

に気をつけてお伺いしたいと思いますが、被災した沿岸の市町村の、ある商工会議所の首脳が、ある政党がお見舞金を持ってきたと、100万円だと、こういうことを言っておりまして、大したものだと言っております。ほかの被災した全部の市町村の商工会議所、商工会等から聞いたわけではありませんが、推測するに多分1カ所だけではなく、何カ所か、被災した商工会議所あるいは商工会等にも行っているのではないかと思うのですが、こういう時期だからということではなくて、政党がお見舞金というものを出せるものなのでしょうか。この辺をお伺いしたいと思います。

**○紺野選挙管理委員会事務局書記長** 今初めて伺った話でございまして、にわかには是非についてお答えする用意はしておりませんでしたので、そういった状況を情報としていただけるのであれば、詳細に聞かせていただきまして、検討させていただきたいと思います。

**○伊藤勢至委員** ことし8月時点で、世界138カ国からいろんな支援金、義援物資等をいただいていると思っております。また、私自身も被災者の一人でありまして、県議会の中の議員で組織します親交会からお見舞金もいただいている関係上、大変ありがたいと思っております。そういうありがたいという部分はありながらも、我々は選挙という洗礼を受けてくる人間でありますので、お金の使い方には十分注意をしていかなければならないもの、みずからそう思っておりますが、そういう中で、こういう災害の際にお見舞金という形で——50万円が多い、100万円が多い、1,000万円がどうのという話ではありませんが——そういうことができるのかどうかという思いがあったものですから、どこかの場面で聞いておかなければならないということで、いきなり聞いて申しわけありませんでした。16日が終わった後でも結構でございます。情報交換をさせていただいて、いいものか悪いものかはこの際勉強しておく必要があると思ったので伺いました。

〔「消防もある」と呼ぶ者あり〕

〔「手を挙げてしゃべれよ」と呼ぶ者あり〕

**○五日市王委員長** ほかにございませんか。

**○久保孝喜委員** 1点だけお尋ねをしたいと思っております。復興にかかわってのお話ですが、中央では予算流用の問題がかなり政治問題化したりした時期がございました。今復興予算は年度内で、結果さまざま使い切れなくて繰り越し、それに伴って国庫返納というような事態を憂慮する声が上がりがつありますが、現状、県としてはこの年度末の予測をどのように行っているのか。この復興予算は、継続的、持続的、かつスピード感を上げていかなければならないという事態ですので、国に対してどういう働きかけをしているのか、その辺の概略を御説明いただきたいと思っております。

**○八重樫予算調製課総括課長** 復旧、復興事業の進捗に伴いまして、やはり繰り越しが大分ふえているということで、例えば平成23年度の決算額で申し上げますと、予算の繰越額で申し上げますと2,779億円ほど繰り越しが出ているわけでございます。先日通知がございまして、まず明許繰越をしまして、その後事故繰越——2年目に繰り越す場合は事故繰越という手続をとるわけですけれども、この事故繰越について、手続の大幅な簡素化を認め



ていただいたと。県では、前々から、この復興事業に当たって、繰り越しの簡素化あるいは柔軟な対応ということを要望してまいりましたが、大幅な事故繰越の手續の簡素化ということの実現いたしました。

来年度に向けて、なお平成23年度の繰越額を――先ほど申し上げた数値を上回るような繰り越しも想定されるところでございますので、県といたしましては、2月補正なり、適正な繰り越しの手續をしながら、なるべく不用額等を出さないようにしていくとともに、繰り越し手續も簡素化になりましたので、さらに国に、年度ごとのそうした柔軟な配分、不用額としたものにつきましても翌年度配分をしていただくような、そういった要望をしております。

○久保孝喜委員 この件に関しては、そういう事務的な取り扱いの問題も含めて、これから先、年度末までまだ時間があるわけですが、今の説明ですと特に国庫返納などという事態にはならないと解釈していいのかの確認と、それからこれについての事務的な簡素化というのは、法改正などを伴わなくても可能な話なのかどうかを含めて、説明をいただければと思います。

○八重樫予算調製課総括課長 国庫に返納にならないように努めてまいるということでございますし、事故繰越の手續の簡素化につきましては、これは財務省協議と申しますか、協議、ヒアリング等があるわけでございますけれども、その手續において書面1枚の提出で済ませるといいますので、法律の改正ということではなく、そういった運用でやるということでございます。

○五日市王委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 ほかになければ、これで本日の審査を終わります。執行部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでございました。

委員の皆様には、次回の委員会運営について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りいたします。次回1月に予定しております閉会中の委員会についてであります。所管事務の調査を行いたいと思います。調査項目については、希望郷いわて国体の準備状況についてといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。

なお、詳細につきましては、当職に御一任願います。

追って、継続調査と決定いたしました本件につきましては、別途、議長に対し、閉会中の継続調査の申し出をすることといたしますので御了承願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。ご苦労さまでございました。